

広報

つるい

令和3年

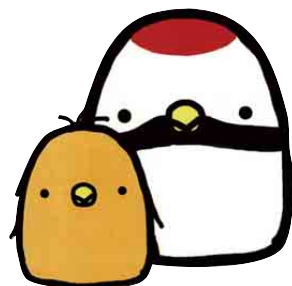
2月号

No.714



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は「日本で最も美しい村」
連合に加盟しています



鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

今月の主な話題

- 村の話題 2～3
- 村政懇談会の要望事項の補足説明 4～10
- 確定申告のお知らせ 12～13
- 後期高齢者医療のお知らせ 18

社会人の仲間入りを祝して

令和3年二十歳の集い

1月10日、鶴居村総合センターで令和3年鶴居村二十歳の集いが挙行され、成人を迎えた男性11名、女性11名が艶やかな振袖、勇ましいスーツ姿で出席しました。

式では村上教育長の式辞と大石村長、松井議長からそれぞれ祝辞が述べられたほか、新成人誓いの言葉では松本陵太さんと川島珠愛さんが新成人を代表して家族や周囲の方々に感謝を述べるとともに、社会人の一員として責任をもって行動するという力強い宣誓が行われました。

式典終了後に毎年実施していたレクリエーションは新型コロナウイルス感染症対策のため省略となったものの、新成人たちは友人との久々の再会を喜び、笑顔にあふれていました。



今年度も鶴居の冬を彩ります

イルミネーション点灯式

12月23日、冬場の観光・撮影スポットとして毎年実施しているイルミネーションが点灯されました。今回はつるぼーとひなぼーの大型イルミネーションが追加され、全てのイルミネーションが点灯した際には周りから大きな歓声が上がっていました。

イルミネーションは令和3年3月20日まで実施します。





「北海道学び推進月間」 「絆づくりメッセージコンクール」表彰

12月18日、子どもたちの「確かな学力」の向上を図る取組の一環として実施している「北海道学び推進月間」の標語に奨励賞として大沼諒真さん、いじめ・ネットトラブルの根絶を目指し、青少年に対してよりよい人間関係づくりに関するメッセージを募集する「絆づくりメッセージコンクールポスター部門」の奨励賞に鈴木杜和さんが表彰されました。
表彰状が手渡された2人は終始緊張気味でしたが、表彰状の授与が終わると嬉しそうな笑顔をうかべていました。



タンチョウクイズ抽選会

1月13日、鶴居村観光協会が主催するタンチョウクイズの抽選会が行われました。タンチョウの保護啓発と村の観光振興、活性化を図ることを目的に毎年実施され、今年で34回目を迎えます。
令和2年12月実施のタンチョウ越冬分布調査における釧路圏での確認数を予想するもので、結果は864羽であり、応募総数10,061件のうち見事正解した方は16名でした。抽選会ではピッタリ賞を含めた各賞の抽選を鶴居村観光協会和田理事長と長尾副村長により執り行われ、正解数に近い方にも抽選で各協賛企業より景品が送られました。



令和2年度 村政懇談会の主な要望事項の補足説明

今年度の村政懇談会については、新型コロナウイルス感染症の釧路管内における発生状況や北海道での警戒ステージの引上げなどを受け、各地区での開催は止む無く中止とし、頂いた要望事項等に対して検討結果については各自治会長、農事組合長あてに送付しておりますが、主な要望事項の補足説明について掲載いたします。

各地区の共通事項

(要望事項)

道路の補修や舗装等について

(検討結果)

毎年、各地区より道路の補修や舗装、改良等について多くの要望が寄せられています。村道については、常に道路パトロールを行って早急な対応に取り組んでいます。安全走行の確保と利便性の向上を図るため、損傷度・緊急性を確認し村内全体での優先度を考慮しながら、適正な整備と維持管理に努めていきます。

また、国道と道道に係る要望については、道路を管理する国や北海道に対して要請活動を行ってまいります。

(要望事項)

道路沿線の支障木の伐採や枝払い

(検討結果)

(要望事項)

道路沿いの支障木については、交通上の安全確保と本村の美しい景観を保持するため、道路を管理する国や道等と連携して必要な都度に行伐や枝払いに努めています。また、道路敷地外の立木についても、所有者の了承を得たうえで対応に取り組んでいます。

なお、村では平成30年度から道路環境の整備として、通行に支障を生じていない箇所についても、景観を損ねている沿道の雑木等処理する景観整備に取り組んでおり、今後も継続していく予定です。

(要望事項)

道道53号線「芦別橋」の段差解消

(検討結果)

道道53号線の芦別橋の道路には段差が生じており、現在、「徐行」「段差あり」の注意看板が設置されています。当該箇所は湿地帯であることから、今までに何度と段差解消の工事が行われていますが、道路管理者である北海道では有効な改善策を検討中であり、村としても早期の対応について要請を続けています。

(要望事項)

シカ・カラス・タンチョウ・クマ等による被害防止対策について

(検討結果)

野生鳥獣による農業や生活環境などへの被害防止対策については、村

猟友会や鳥獣被害対策協議会をはじめとする関係団体のほか、国及び道等と連携しながら毎年継続して取り組んでいます。

令和元年度中の捕獲実績は、エゾシカ1,057頭、カラス3,024羽、キツネ82匹、タヌキ180匹、ヒグマ1頭などとなっています。

エゾシカについては、令和2年11月末現在の捕獲実績は1,695頭となっており、本村での出没は増加傾向にありますが、囲いワナによる集団捕獲などにも取り組んでおり、引き続き猟友会による狩猟と合わせて対策強化を図ってまいります。

カラスの捕獲については、村内事業者への委託管理や各地区に箱ワナの設置などによる対策強化を図っています。昨年度の捕獲実績は前年の約3倍となりましたが、これまでの捕獲による生息数の減少などにより、令和2年12月末現在では1,428羽の実績となっており、今後も取り組みを継続していきます。

タンチョウによる食害対策は、例年同様に地域の協力を得ながら、村鳥獣被害対策協議会による「追い払い事業」を継続して行っています。

ヒグマについては、北海道との連携を図りながら箱ワナ等による被害対策に努めており、令和2年度中は支雪裡で1頭、下幌呂で2頭を捕獲しています。近年、熊の出没が相次いで確認されており、捕獲による被害対策の継続をはじめ、IP告知な

どで注意を呼び掛けていきます。

また、キツネのほか、被害が増えているタヌキについては、箱ワナによる捕獲が効果を上げており、今後被害の軽減に努めていきます。

令和3年度以降も捕獲体制の強化を図ることとし、他の自治体の取組みなどを参考としながら、一体的に野生鳥獣による被害対策の在り方を検討してまいります。

(要望事項)

シカ被害防止の電気柵設置に対する助成について

(検討結果)

現在、エゾシカによる草地の食害を防止するための対策として、狩猟や箱ワナなどによる捕獲が続けていますが、令和2年度から中山間事業において鳥獣被害対策の取り組みが開始されたことから、それぞれの集落組織との連携を図り、効果的な取り組みに向けて対応を進めていきたいと考えます。

なお、電気柵の設置に対する助成については、費用負担が大きいため、村の財政事情等を十分踏まえながら検討してまいります。

(要望事項)

ハンターのマナーについての対応

(検討結果)

法律による村内でのエゾシカ狩猟期間は、毎年10月1日から翌年3月

31日までと定められており、この期間中、本村には全国各地からハンターが訪れています。草地への無断進入や残滓の不適切な処理といった苦情などが寄せられています。

例年、警察と協力して村内の巡回パトロールなどを実施しています。が、これに加え、村ホームページにマナーの徹底に関することを掲載するなど、対策強化に努めています。

下久著呂連合会

（要望事項）

村道下久著呂協和線の補修について

（検討結果）

当該路線は、ひび割れや路肩落ち、わだち掘れなど舗装が損傷していますが、今後、道営草地改良事業での道路改良工事が計画されており、現在、北海道と協議を進めています。事業採択となれば令和4年度以降に工事着手の予定となりますが、採択されない場合には、村において舗装補修工事の実施を検討します。

（要望事項）

開バ明渠の床上げの継続について

（検討結果）

開拓パイロット事業で整備された農地の明渠に係る床上げについては、牧草地への浸水被害防止対策として、平成27年度から多面的機能支払交付金事業を活用して実施しています。

この多面的機能支払交付金事業については、第2期として令和2年度

から令和6年度までの5年間実施されますので、継続して明渠の床上げに取り組むこととしています。

（要望事項）

久著呂川の底さらい（浚渫）について

（検討結果）

農地の浸水被害を防ぐため、平成27年度から河川を管理する北海道の事業により久著呂川の底さらいが実施されています。今年度は、約600mの区間で床さらいが行われていますが、あと1,500mほどの区間について必要なことから、事業の継続を要請していきます。

（要望事項）

エゾフクロウ撮影による道道の路上駐車規制について

（検討結果）

どさんこ牧場付近に生息する野生のエゾフクロウを撮影するため、観光客等による大型バスなどが道道に路上駐車し、特に冬期中は危険な状況となっています。

平成30年度から路上駐車場所に注意看板を設置し、車両の誘導先として村営牧野事務所付近に臨時駐車場を用意する対策をはじめ、北海道バス協会に対する呼びかけや警察によるパトロールなどを実施しています。今後も、路上駐車の状態を確認しながら関係機関等と連携して対策を講じていきます。

茂雪裡自治会

（要望事項）

茂雪裡コミュニティセンターの砂場と木製遊具の撤去について

（検討結果）

茂雪裡コミュニティセンター西側に設置されている木製遊具については、経年劣化が進み安全性が低く、利用頻度も少ないことから、砂場と合せて令和3年度中に撤去する予定としています。

（要望事項）

春の融雪水で排水が溢れることに對する下水施設の管理について

（検討結果）

融雪水で排水が溢れた原因としては、道路側溝に雪が堆積して排水を妨げたものと考えられます。地域住民に対し、冬場の除雪時には道路側溝に排雪しないようお願いするとともに、道路側溝に雪が溜まっている場合には、随時雪を取り除いて排水を確保できるように対応します。

（要望事項）

旧茂雪裡小学校に保管する剥製等の処分に向けた検討について

（検討結果）

旧茂雪裡小学校教室に旧郷土資料館で展示していたと思われる馬、牛、鹿、熊の剥製のほか、机等の物品が保管されています。他に適切な保管場所も無く、今後の利用見込みも無いことから、時期は未定ですが廃棄する方向で検討しています。

（要望事項）

旧茂雪裡小学校裏側の整備（草刈）について

（検討結果）

現在、旧茂雪裡小学校は、村の文化交流施設及び地域体育センターとして利用しています。同施設のグラウンドについては、遊休村有地として村で草刈を年3回行っています。が、校舎裏側の草刈を含めた整備については、施設全体の今後の利用を含めて検討することが必要であると考えます。

中久著呂地区

（要望事項）

村道久著呂原野線的路肩の補修について

（検討結果）

当該路線は、路肩の凹みや舗装にひび割れなどが生じていますが、これまで計画的にオーバーレイ工事による道路補修を行ってきました。

今回要望のある区間については、令和4年度以降の2～3年の間に補修する計画となっていますが、道路の破損が拡大し、通行に支障が生じる場合には部分補修で対応することとしています。

支雪裡連合会

（要望事項）

村道支雪裡8号線の舗装について

（検討結果）

当該路線の砂利道区間の舗装化に

については、路盤や排水等の整備が必要となり多額の費用が生じることから、道路の状況や交通量など勘案し必要性・有効性等の慎重な検討が必要であると考えていますので、当該路線については砂利補充及びグレーダー整地による道路維持に努めるほか、粉塵の飛散を抑えるための散水作業で対処することとします。

(要望事項)

支雪裡上水道の臭気対策について

(検討結果)

支雪裡上水道で夏場に若干臭いが気になることですが、検査したところ特に異常は無かったことから、配水池の残留塩素濃度を基準値の範囲内で調整し、できる限り臭気を感じないように対応します。

(要望事項)

支雪裡コミュニティセンターグラウンド横の排水溝の整備について

(検討結果)

当該排水溝は、やや土砂が溜まっている状態ですが排水は正常に機能しており、早急な対策は必要ないものと考えられますので、今後状況を確認しながら側溝清掃などで対応します。

(要望事項)

支雪裡コミュニティセンター床下浸水の対処について

(検討結果)

当該センターの床下浸水については、施設周辺の排水溝を問題として施設へ流入していることや建設場所が湧水個所である可能性などが考え

られます。引き続き、浸水の原因調査を行って改善策を検討するほか、浸水が悪化した場合にはポンプなどで排水することとします。

(要望事項)

支雪裡コミュニティセンター水源池の確認用通路の整備について

(検討結果)

当該センターの水道水は、施設西側の林内に水源池があり、平成29年度から水質検査を行っていますが、水質に問題は無く安全性は確認されており、必要な給水量も確保されています。

水源池に安易に行けるようにすることは、不測の事態を招く危険性も考えられますので、確認用通路の整備は行わずに村で管理を徹底していきます。

(要望事項)

支雪裡コミュニティセンター屋根の塗り替えについて

(検討結果)

当該センターは、平成19年11月に建築されてから13年余り経過していますが、特に外壁や屋根などに目立った損傷は無いことから、早急な補修は必要ないものと判断しています。

なお、村内に7つあるコミュニティセンターについては、建築年次の古い順からを基本として年次的に施設の補修等を行っていますが、施設の状態を確認しながら適切な維持管理に努めていきます。

(要望事項)

村道支雪裡原野線（伊藤デیلیー前）の排水処理について

(検討結果)

要望の個所は、路肩部の変状で降雨時などに水が溜まる状態となっていますが、支雪裡地区の幹線道路である当該路線についてはオーバレイ工事を継続して実施していますので、要望の個所については令和3年度以降に工事する見込みとなっています。

下幌呂自治会

(要望事項)

ソーラー発電所に関連した村独自の景観条例の制定と建設認可の基準について

(検討結果)

村では、平成23年3月に環境基本計画を策定していますが、景観条例については、釧路湿原やタンチョウなどの貴重な自然資源を有し、「日本でも美しい村」連合に加盟する本村にとって重要な課題と捉えています。

現在、他自治体の情報や先進事例に学びながら検討を進めています。が、一定の制限を求める場合は、地域住民や事業者等の理解や北海道との協議が必要となることから、検討は一定程度の期間を要するものと考えます。

なお、条例が制定された場合であっても、事前の届け出や隣接する土地所有者への連絡のほか、地域住民への説明などを課すなど、制限する範囲が限られるものとなります。

また、建設認可の基準については、建設規模や構造、建設場所によって都市計画法、農地法、森林法、国土法などの様々な規定により手続きを要する場合もありますが、現状では、村に対してソーラー発電所の設置に係る直接的な届け出は必要とされていません。

(要望事項)

希の杜団地の今後の造成計画の時期について

(検討結果)

希の杜団地は、平成27年7月から第1期分の分譲販売を開始し、現在まで26区画中19区画が販売済みとなっており、ここ数年は好調な状況が続いています。

全体計画では、第2期で23区画、第3期で21区画の全部で70区画の造成を計画していますが、第2期の造成を行う場合には、下水施設や光ファイバー網などの増強が必要となり、関連する地域一帯の整備を含めて事業規模が大きくなる見込みであることから、村の財政状況等を踏まえながら適正な造成時期を判断する必要があります。現時点では未定となっています。

(要望事項)

保育の充実に向けた保育士に係る研修計画の具体的な内容について

(検討結果)

村では、保育士の資質向上や保育内容の充実を図るため、職員の経験年数や職務に応じて釧路管内保育連合会や関係団体が実施する各種研修会に派遣しています。

令和2年9月に子どもセンターがオープンし、鶴居保育園が認可保育園として新たにスタートとしたことから、今までの保育士に加え、給食調理担当職員についても今後研修を行っていきます。

（要望事項）

保育園内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

（検討結果）

令和2年8月に子どもセンター用の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定しており、感染者や濃厚接触者の出席停止をはじめ、臨時休業の判断、施設の消毒、関係者への連絡方法などを定めています。

施設において園児や利用者、職員等の感染などが発生した場合には、このマニュアルに沿って適切に対応することとしています。

（要望事項）

高齢者等個別移送サービス事業の広報について

（検討結果）

村では、村内での移動に困っている高齢者の方などを対象として、村社会福祉協議会が事業主体となってボランティアの方が自家用車で移動をお手伝いする「高齢者等個別移送サービス事業」を平成28年度から実施しています。

事業内容を広く周知するため、老人クラブや村社会福祉協議会による地域サロンの場において説明を行っているほか、昨年11月には全戸回覧で本事業を紹介するチラシを配布しています。

（要望事項）

道道53号線に設置する電動速度標識の改善と速度規制について

（検討結果）

道道53号線の電動電光の速度標識は、釧路風林カントリークラブ入口付近から夢の杜団地入口までの区間に全部で9基設置されていますが、以前から故障しており、現在「調整中」の表示がされています。

村では、平成29年度から釧路警察署に対して早期の改善を要請しており、警察では故障している速度標識を撤去する方向で調整を進めています。

また、現在の速度制限は、午前4時から午後10時までの時間帯について時速50kmとなっていますが、速度標識を改善する際に交通状況等を判断して速度制限が決められる予定です。

（要望事項）

下幌呂小学校横住宅と道道の間の村有地樹木の間伐について

（検討結果）

当該地には、過去にマツやシラカバが植栽され、現在は24本の樹木が高さ10mほどに育っています。付近は、地域ボランティアの方々によって笹などが綺麗に刈られており、環境美化の観点から、村において道路に面する一部の樹木について令和3年度中に伐採することを予定しています。

（要望事項）

下幌呂公住付近の村有地に携帯電話の鉄塔を建てる件について

（検討結果）

道道53号線沿いの下幌呂公営住宅北側の村有地に通信事業者による携帯電話の鉄塔が設置される予定です。この鉄塔は、高さ約15mの電柱型であり、周囲の景観に与える影響は小さく、安全性も確認されており、地域と村を訪れる方々の通信環境の向上につながるものと考えています。

なお、設置する際には、付近の住民に対して通信事業者から事前説明が行われる予定です。

下雪裡連合会

（要望事項）

道道53号線わき防雪柵の新型化について

（検討結果）

道道53号線沿線には防雪柵が長い区間で設置されており、農作業トラクターが道道に出る際に見通しが確保できない状況になっています。防雪柵は、雪害等による交通障害を解消するために必要であることから、見通しを確保できる対策について、引き続き道路を管理する北海道に要請していきます。

（要望事項）

下雪裡三叉路の駐車場に街灯の設置について

（検討結果）

下雪裡三叉路の駐車場には、タンチョウを撮影するカメラマなどが夜通しで駐車していることがありますが、近隣の鶴見台駐車場には街灯が

設置されていることから、継続して駐車場を管理する北海道に要請しています。

なお、防犯灯の設置及び維持費に対する村の補助制度があり、防犯灯の活用などについても検討することが必要と考えます。

（要望事項）

北8線（村道下雪裡3号線）の側溝と横断管の整備について

（検討結果）

側溝は土砂が堆積して横断管の飲み口が塞がっている状態ではありませんが、側溝が浅いので令和3年度において側溝の掘り上げを実施します。

また、横断管については住宅入口前の舗装下に埋設されており横断管の状態がわからないため、今後の排水状況を確認して対策を検討することとします。

その間、大雨等で排水が流出するなどの場合には、土嚢の設置などで対処することとします。

（要望事項）

2号幹線明渠へのアシベツ川からの流入対策の継続について

国営農地造成による利用不能地の対応について

（検討結果）

当該要望事項2件に関しては、平成29年度から国土交通省や環境省の関係職員などが出席した地域懇談会を開催し、利用不能地の早期再生とアシベツ川の流入対策について協議を重ねています。

今後も、アシベツ川の線形変更を

はじめ、農地再生のほか、隣接する釧路湿原との一体的な整備による利活用の可能性など、地域の意向を踏まえながら、早期解消に向けて要請を続けていきます。

（要望事項）

農地防災事業完了後の排水路の維持管理について

（検討結果）

牧草地への浸水被害防止対策として、平成27年度から多面的機能支払交付金事業を活用して、雪裡川に隣接する第1排水路から第3排水路並びに沈砂地等の機能維持と改善に向けた整備を継続して実施しています。

この多面的機能支払交付金事業については、第2期として令和2年度から令和6年度までの5年間実施されますので、継続して対策事業に取り組んでいきます。

（要望事項）

大麻草の除去の継続について

（検討結果）

野生の大麻草については、北海道、警察、村が共同して、土地所有者の理解と協力を得ながら毎年除去を実施しています。大麻草の除去作業は、犯罪防止の観点から人目に付く場所から重点的に行い、続けて他の場所を除去することとしています。

（要望事項）

鶴見台の劣化している看板の交換について

（検討結果）

鶴見台のタンチョウ観察場所に

は、村が設置した「鶴居村観光十景」「美しい村連合」の看板のほか、記念撮影用のタンチョウ型看板などが複数設置されていますが、いずれも経年による劣化が進み、対応が必要となっている状態です。

これらの看板は、観光客等に対する説明やPRのほか、見学上の注意喚起といった大切な役割を果たしていますので、まずは令和3年度中に関係機関や団体等と協議を行いながら、景観に配慮した最善の更新方法などに向けて調査を進めて行き、その後に看板の交換などを検討することとしています。

鶴居市街自治会

（要望事項）

単身者住宅を中心とした自宅周辺の草刈りによる環境整備の啓蒙・啓発について

（検討結果）

村管理集合住宅（公営住宅・村有住宅）の共用部分については、令和2年度から年2回（春・秋）の草刈を住宅管理者である村で行っており、それ以外の部分については、草刈等の環境整備について文書などによる啓発や指導を続けていきます。

また、高齢者福祉住宅周辺の草刈の時期については、早期の実施と適正な環境整備に努めます。

道路については、令和元年度から民間企業に委託して道路清掃車や散水車等による清掃を年2回（5月・9月）行っており、今後も道路環境の適切な維持管理に努めていきます。

す。

（要望事項）

桜の「てんぐ巣病」等の対策と樹医による診断について

（検討結果）

村では、平成30年度から造園業者の委託による「サクラ事業」を実施しており、桜の保育管理や植樹に取り組んでいます。

サクラ特有の「てんぐ巣病」は、感染性が強く、発症後は枝の切除による対処方法となり、ここ数年いたるところで発生していますが、専門知識を有する造園業者の指導の下で適切な対処や予防に取り組んでおり、引き続き事業を継続して緑化推進による景観維持に努めていきます。

（要望事項）

コンビニ交差点付近の路上駐車に対する交通安全対策の進捗状況について

（検討結果）

鶴居市街のコンビニ前の道道53号線は交通量が多く、大型車両等が駐車された際には見通しが効かなくなり通行上危険な状況となっています。

路上駐車を規制する当面の対策として、コンビニ交差点付近を含めた鶴居市街南方面の区間を新しく駐車禁止に指定することとし、平成30年2月に鶴居市街自治会長及びコンビニ店長の連名と村による要請書を釧路警察署長に対して提出しており、早期の対応について要請活動を続けています。

警察では、道内全体で事業調整を行う関係から、時間を要するが駐車禁止に指定する方向で検討が進められています。

なお、村では、付近の「つるばの家」第2駐車場の利用を促していますが、令和3年度に路上駐車に対する啓発看板の設置を予定しており、警察と連携して対策を継続していきます。

中雪裡連合会

（要望事項）

アイシナイ川・茂雪裡川の水量が少なく魚が遡上できない状態の改善について

（検討結果）

当該河川は、魚道の設置当初に比べ、川の水量が減ってきたために魚道に水が流れ込まず、増水時以外は魚が遡上できない状態となっています。

アイシナイ川は村の管理河川であり、既に現況調査を行ったうえ、簡便な方法による魚道改善を行って現在状況を確認しているところであり、更に改善が必要な場合には本格的な対策について今後検討していきます。

茂雪裡川は北海道の管理河川であるため、村から河川管理者に対して状態の改善に向けて要請を行っています。

上幌呂連合会

（要望事項）

上幌呂地域体育センターの屋根の塗装について

（検討結果）

上幌呂地域体育センターは、昭和57年の建設から38年が経過し、屋根の塗装が剥がれてきて錆の発生などを確認しています。施設の長期使用のためには屋根の塗装等が必要と考えますが、同様に老朽化が進んでいる公共施設は他にもあり、修繕には多額の工費が見込まれることから、実施については慎重に検討したいと考えています。

（要望事項）

道道幌呂原野鶴居線等の段差補修について

（検討結果）

上幌呂から新幌呂へ向かう道路の段差が生じている当該箇所において、道道幌呂原野鶴居線の箇所については、令和元年度から道路管理者である北海道へ要請を行っています。また、引き続き要請を続けていきます。

また、村道支幌呂2号線（日の出入口）については、大きな段差のため、令和3年度での補修を予定していますが、当面の間、「段差あり」の看板を設置して注意喚起を図ります。

中幌呂農事組合

（要望事項）

村道中幌呂5号線のオーバーレイについて

（検討結果）

当該路線は、横断クラックを複数箇所を確認していますが、現状では通行に大きな支障は無いものと判断しています。平成30年度には、幌呂幹線から西光寺までの約250mの区間についてオーバーレイによる補修工事を実施しており、今後、路面状況を確認しながら補修の時期や方法を検討していきます。

支幌呂西農事組合

（要望事項）

村道支幌呂西7号線の完全舗装について

（検討結果）

当該路線の簡易舗装は全体的に傷みが進んでいますが、部分補修対応で通行に大きな支障は無いものと考えられます。完全舗装にするには、路盤や排水等の整備が必要となり多額の費用が生じることから、道路の状況や交通量など勘案し必要性・有効性等の慎重な検討が必要であると考えています。

（要望事項）

車と鹿の衝突事故を回避する器具の斡旋と助成について

（検討結果）

令和元年中の鹿が関係する交通事故の件数は、道内全体では3,188件と記録が残る平成16年度以降で最多となり、鶴居村内では31件の発生となっています。

要望の車と鹿との衝突事故を回避する器具は、電動で常時高周波音を発生させ、野生動物に警戒を促す害獣忌避装置と思われませんが、比較的高額であり、車に装着するほか農業用やレジャーの際にも利用することができ、使途が限定されずに個人の所有となることから、村での助成は難しいものと判断しています。

なお、村では、農業被害防止対策としてエゾシカ等の頭数を減らす捕獲事業を継続していますので、ご理解をお願いいたします。

支幌呂東農事組合

（要望事項）

村道支幌呂4号線の舗装補修及び排水路の整備改善について

（検討結果）

当該路線は、全体的に横断クラックが生じていますが、通行に大きな支障は無いものと考えられることから、状況を確認しながら舗装の部分補修で対応することとします。

また、排水路の整備改善については、現状を確認したところ道路排水には特に問題が無く、大雨等の際における沢水の流出が原因と考えられるので、今後状況を見ながら対応策を検討していきます。

茂幌呂東農事組合

（要望事項）

村道茂幌呂1号線の舗装改良工事の延長について

（検討結果）

当該路線は、これまでに砂利道の区間において降雨時には凹凸が酷くなることから、村道茂幌呂2号線交点までの約1,100mの区間について簡易舗装と側溝整備の工事を施工してきました。

今回要望された終点までの約650mの区間については、降雨時での路面変状は少なく、通行に支障は生じていないものと判断されますので、舗装化する緊急性は低いものと考えています。

幌呂市街自治会

（要望事項）

道道53号線の冠水による通行止めの改善と北斗坂の改良に係る要望について

（検討結果）

本線の幹線道路である道道53号線では、大雨と融雪が重なった時などに釧路市鶴野付近で道路が冠水して通行止めとなり、釧路空港方面等に向かう迂回路が設けられることがあります。

本路線は、釧路市と本村を結ぶ重要な生活路線であり、通勤通学をはじめ、通院や買い物等に大きな影響を及ぼすことから、道路管理者である北海道に対して改善策を要請してきます。

また、北斗坂については、当面の冬期対策として鶴居側と釧路側の坂に2基ずつの融雪装置が設置されています。現在、線形改良の事業化が検討されており、釧路市との調整も

進められていますので、継続して協議を行っていきます。

(要望事項)

災害発生時における避難者及び避難所の対応について

(検討結果)

政府の地震調査委員会による公表では、今後30年以内に震度6以上の地震が起きる確率が釧路総合振興局地点で69%となっています。

幌呂市街地区の指定避難所は幌呂農村環境改善センターであり、施設管理は民間委託による遠隔操作となっていますが、初動による災害停電を含めた避難所の開設等については、村の職員が対応することとしています。なお、避難所の開設が長期化する場合は、避難者による自主防災組織を設立し、関係団体やボランティアなどの協力をえながら運営していくこととなります。

また、村外で災害に遭ったときの対応については、それぞれの自治体で避難する場所や方法が異なることから、滞在先で情報を確認のうえ、そこでの指示に従って行動することが大事となります。

村の情報については、IP告知や村ホームページのほか、災害の状況に応じて携帯電話のエリアメールやテレビ・ラジオなどで周知することとしています。

幌呂老人クラブ

(要望事項)

幌呂老人寿の家のアイスバーンの

解消について

(検討結果)

当該駐車場は、施設の北側にあることや排水溝が1カ所の関係などから、冬は凍結してアイスバーンの状態になっています。抜本的な解決には大規模な工事が必要となるため、当面は砂散布による滑り止めの方法などで対応することとしています。冬期間はできるだけ幌呂農村環境改善センターから出入りをお願いします。

幌呂連合会

(要望事項)

運転免許返納者や運転に不安を持つ高齢者等に対する移動手段の確保について

(検討結果)

本村の実情に沿った公共交通網の形成を図るため、令和2年5月に「鶴居村地域公共交通プラン」を策定しています。新型コロナウイルス感染症の影響により幌呂線の試験運行の開始時期が遅れています。今後、住民ニーズに応じた移動手段の整備に向けて、効果的な地域公共交通網の再編や運行体制の構築などを進めていきます。

また、村では、高齢者等の移動手段を確保するため、村社会福祉協議会による個別移送サービスや村内における地域間移動バスの運行をはじめ、民間バス路線を維持する支援等に取り組んでいます。

(要望事項)

幌呂共同墓地における無縁物故者供養塔の周囲整備について

(検討結果)

幌呂共同墓地に建立されている無縁物故者供養塔の周囲整備については、必要とする整備の程度や方法などについて地域と協議を行いながら、令和3年度中に村としてできる範囲で対応したいと考えています。

なお、許可などのない墓地については、設置の経緯や管理の経過状況などを村で把握していませんが、現状調査を行い今後の対応について検討していきます。

(要望事項)

幌呂地域の特色を生かしたチーズづくり専用施設の新設について

(検討結果)

幌呂地域にはチーズづくりを行う複数の団体がありますが、場所や設備が不足している状況から、作業工程などで苦労していることを伺っています。

地域の特色を生かした活動の継続・対応にむけ、村ではチーズづくりを含め各種食品加工の体験施設の設置を、地域や関係団体と施設内容などの協議を進めながら、検討を進めていきたいと考えています。

(要望事項)

地域活性化につながる老人パークゴルフ場跡地などの有効活用について

(検討結果)

幌呂老人寿の家に隣接するパークゴルフ場跡地については、現在村で芝生広場として管理を行っています

が、地域や関係団体と協議のうえ、老人クラブや地域住民の交流の場としてバーベキューハウスの設置の検討を進めています。

また、旧幌呂保育園の施設については、幌呂地域の活性化に資するため、他の公共施設と合わせて活用方法などを検討する必要がありますので、引き続き地域等と協議を進めていきます。

(要望事項)

戸数及び地域人口が減少する農事組合等に対し活動助成金の増額について

(検討結果)

毎年、村では各自治会・農事組合の活動に対する助成金を交付していますが、助成金額については、各地域の活動支援分として人口を考慮しながら算出し、回覧配布の協力分として世帯数に応じて算出しています。

引き続き、各地域活動の維持に資するため、人口の減少があっても急激な減額にならないよう配慮していきたいと考えています。

また、村ではこの活動助成金の他にも、地域の活動内容や取組に応じた支援制度がありますので、積極的に活用していただきたいと思います。



地域おこし協力隊の手記

～ 食 と 方 言 ～

地域おこし協力隊 隊員 幸地 真^{こうち まこと}

鶴居村のみなさま、こんにちは！
鶴居村地域おこし協力隊の幸地です！

年末年始から少しずつ雪が降り始め、村内も一面に雪景色が広がるようになりました。

雪が降ると、色や匂い、音がぐっと少なくなるような雰囲気があり、私の目には非常に北海道らしい美しい風景として映ります。地元の方々からは「また雪か…」「除雪、大変だな…」という声が多く聞かれますが、ぜひこの雰囲気味わってみてほしいと思います。

さて、今月は「北海道の文化」について。

先月号で「日本で最も美しい村」について取り上げた際に少し触れましたが、地方にはそれぞれ興味深い文化があります。そこで生活している人にとっては当たり前で意識することも少ないのですが、外側から見ると面白いものばかりです（私もまだまだ勉強中です）。

まず、生活とは切っても切れない「食文化」から。食は生活様式や環境、

土地柄に密接に関わっているため、独特な文化が形成されやすく面白いものです。個人的に、北海道の食文化で真っ先に思い浮かぶのは「ジンギスカン」ですね。中央が盛り上がった鍋で羊肉と野菜を焼いて食べるもので、私も何度か食べる機会に恵まれました。ジンギスカンでは、やはり羊肉を用いることが特徴だといえます。これは、明治期に北海道で飼育された綿羊を食用にしたものが始まりのようです。綿羊は冷涼な地域に適しているため、北海道はうってつけの場所だったので、様々な歴史とニーズが合致した食文化のひとつです。

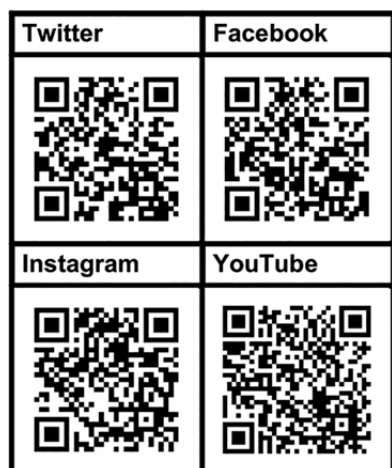
文化といえば、「言語文化（方言と）」といったほうが適当かもしれません」も大切な文化です。現代はテレビやインターネットで「標準語」に触れる機会が多く、方言は徐々に変わってきているような印象を受けます。しかし、それでも残っている方言こそ生活に根付いた文化だといえるのかもしれない。

たとえば、「～さる（らさる）」という表現。「押ささる」「食べらさる」のように使われますが、「押される」「食

べられる」と標準語訳するとなんだかニュアンスが違います。「（意図せず）押してしまう」「（おいしいので、つい）食べてしまう」といった表現が近いでしょうか。

人間は言葉で考える生き物なので、方言そのものというよりも、それが表している感覚自体が地域ごとに特有のものなのかもしれません。大切にしたいってほしいと思います。

難しい話はさておき、北海道にはジンギスカンや方言以外にも魅力的な文化がたくさんあります。ぜひ一度調べてみて、「これも北海道だけのものなんだ！」と触れてみてください。



確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。役場では、令和2年分の所得税・住民税（令和3年度分）の確定申告相談を、次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月16日（火）から3月12日（金）です。
- 還付申告は3月12日（金）まで受付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与・退職以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人（400万円以下かつ公的年金雑所得以外の所得が20万円以下の人を除く。）

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封筒
- 収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票、収支内訳書、領収書など）
- 本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類の写し）
- 生命保険料や地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除額が証明される書類
- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、医療費通知や領収書など各種控除に必要な書類（詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問い合わせください）※医療費の領収書等は「医療を受けた人」「医療機関」ごとにまとめ、集計し、「医療費控除の明細書」に記載し、ご持参願います。
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 印鑑
- 国外居住親族に係る不要控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」

◇住民税の申告

- 令和3年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、令和2年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 国民健康保険に加入している人は、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
- 住民税の申告がないと、未申告の扱いとなり、認定課税の対象となりますので忘れずに申告してください。
- 収入がなかった人で、村外の別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。

利用者識別番号の事前取得について

～ 村の確定申告相談では利用者識別番号が必要となります

検索方法

e-Taxポータル

 https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_1

ポータルサイトTOP から
⇒「ご利用の流れ」
⇒1利用者識別番号の取得【取得方法②】「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」

◇ 鶴居村HP <https://www.vill.tsurui.lg.jp/> に利用者識別番号取得手順書等を掲載しています。

【お問い合わせ先】 役場企画財政課税務係 ☎64-2112（課直通） 釧路税務署 ☎31-5100（代表）

確定申告相談日程

月 日	曜日	受付時間	会 場	対象地域
2月16日	火	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	鶴居市街
2月17日	水			
2月18日	木	9:30 ~ 15:00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡
2月19日	金	9:30 ~ 15:00	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡
2月22日	月	9:30 ~ 14:00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂・新幌呂
2月24日	水	9:30 ~ 15:00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂・中幌呂下・ 支幌呂・茂幌呂
2月25日	木			
2月26日	金	9:30 ~ 13:00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
3月1日	月	9:30 ~ 15:00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
3月2日	火			
3月3日	水	—	—	—
3月4日	木	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	中雪裡
3月5日	金	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	下雪裡
3月8日	月	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	中久著呂・久著呂
3月9日	火	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	地域指定なし
3月10日	水			
3月11日	木			
3月12日	金			

- ※ 対象地域の住民を優先し受付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。
感染リスク軽減や混雑緩和のため受付できない場合がございます。
- ※ 発熱等の症状がある方や体調がすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。
- ※ **還付申告は2月8日(月)～3月12日(金)**まで受付けています。(上記日程以外は役場税務係窓口において受付ます。)
- ※ 役場2階会議室で受付している申告については、体が不自由な方等 2階に来られるのが困難な場合、1階で受付いたしますので、企画財政課窓口までお申し出をお願いいたします。

確定申告相談会場にお越しになる方へのお願い

新型コロナウイルス感染症 感染リスク軽減及び感染予防対策にご理解とご協力をお願いいたします。

○来庁時(前)の検温

- ・申告相談各会場にお越しになる場合には、ご自宅にて検温をお願いいたします。

(役場入口にセンサー式体温計にて検温を実施しております。)

37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切ではないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。

- ・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

○マスクの着用、手指消毒

- ・会場内ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

○少人数での来場

- ・会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ・介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。



令和2年度 赤ちゃんとおふれあい体験学習を開催しました 鶴居中学校(令和2年11月30日開催)



このほど令和2年度赤ちゃんとおふれあい体験学習事業を行いました。

例年、村では赤ちゃんとおふれあう機会の少なくなった思春期の中学生を対象に、助産師からの講話を聞くこと、赤ちゃんやその保護者の方とおふれあうことで「親になることの責任」、「赤ちゃんのかわいらしさ」、「生命の尊さ」を肌で感じ取ってもらいたいと考え、鶴中では毎年、幌中では3年に1度、赤ちゃんとおふれあい体験学習を開催していました。

しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、赤ちゃんとのふれあいや保護者の方との交流は中止せざるを得ない状況となり、一部内容を変更した上での開催となりました。今年度は親子とのふれあいに代わる内容として、子育て支援センターを利用している方たちにご協力いただき、事前に撮影した子育て支援センターでの活動の様子や保護者の方へのインタビューを当日上映するという形で、子どもたちのかわいらしさ、生命の尊さ、保護者の方たちの思いに触れる機会を設けました。また、例年ご協力いただいている釧路赤十字病院の助産師を講師に招き、いのちの誕生、受精から出産、性感染症についてのお話を聞き、自分を大切に生きること、人を大切にするということについてのお話を聞きました。

今年度は、一部内容を変更した中での実施となりましたが、参加した生徒の皆さんから、今回の事業を通して感じたことや学んだことなど、率直な感想をいただきましたので、一部をご紹介します。



中学生の感想

※一部抜粋

【助産師さんの話で感じたこと】

- 1つの卵子の小ささや、その小さい卵子から自分の大きさまで成長していて、改めて生命のかけがえなさを学ぶことができました。
- 赤ちゃんがどうやって産まれるかは知っていましたが、具体的な大きさや成長の過程を新しく知識として知ることができました。赤ちゃんの生命力は特に印象に残りました。たった10か月で小さな受精卵から3000gまで成長するのに赤ちゃんもお母さんも大変だと思いました。
- お腹の中の赤ちゃんの心音などを聞いたときすごく感動しました。
- 月経やPMSの話をとくに聞いていたのですが、本当に症状はひとそれぞれだしツラさも人それぞれで、やっぱり大変だなと感じました。
- 人間が1人生まれることには、たくさんの危険が伴うことを知りました。私はその危険を突破してこの世に生まれることができたので、今まで以上に自分を大切にしようと思います。
- 一番印象に残っているのは「性感染症のおそろしさ」です。その中でも特にコップ(水と石けん水)を使った実験が印象的でした。一人の石けん水から20人の大半の人に広がったことに、とても驚きました。

【親子インタビュー視聴で感じたこと】

- このような状況の中で元気に楽しそうに遊ぶ子供を見て、とても心がほっこりしました。
- 子どもに対する親の愛情を感じることができましたし、子どものかわいらしさを再度知ることができました。
- 赤ちゃんがつかまり立ちができるようになったとか物を口に入れることが多いとか大変なことでも成長が見られるのは良いなと思った。
- 小さい子は良く遊び、よく笑っていることが多く、身の周りにも、遊ぶ遊具や遊んでくれる人など楽しいものがたくさんあったからこそすくすく育つんだなと思った。
- 自分たちにもつけられている名前には、親が素敵な意味をこめてつけてくれたと改めて知り、愛されているなと感じた。
- 赤ちゃんを育てるということの大変さなどをリアルに知ることができた。直接触れ合ったりできたらもっと良い体験になったと思う。来年はできるといいですね。

3歳児歯科表彰 虫歯のない子

令和2年12月に行われた3歳児健診で「虫歯のない子」として表彰されたお子さんです。



すぎもと いすみ
杉本 泉 ちゃん
(鶴居市街)

冬の「脱水症」に気を付けましょう!

体から水分だけでなく、電解質(=筋肉や神経の細胞の働きに関わるミネラル=ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カリウムなど)が失われた状態を「脱水症」と呼びます。

皮膚が乾燥してカサカサしたり、口の中がネバネバして食べ物が喉を通りにくかったり、だるさや立ちくらみ、酷くなると脳や血圧にも影響を及ぼします。



脱水症って夏の暑い時期になるものじゃないの？



冬に起こる脱水症は、夏とは違って喉の渇きを感じにくくなり、水分補給をつい怠ってしまうこと、寒いので厚着をして熱がこもり発汗しやすくなったり、空気の乾燥や、暖房器具を付けたまま寝ることで、知らず知らずのうちに皮膚や呼気から水分が失われていくことが主な原因として挙げられます。

どんな風に水分補給すればいいの？



あくまで目安ですが、1回コップ1杯=200ml程度の水分を7~8回、1日およそ1500ml程度のこまめな水分補給を心がけましょう。達成できずとも、1日3食の食事の時や、起床時・就寝前など決まった時間の水分摂取を意識しましょう。無理をして水やお茶だけで摂取しようとせず、スープや味噌汁などの汁物を食事に取り入れたり、水分やミネラルの多い野菜(=トマト、きゅうり、ピーマンなど)や果物(=グレープフルーツ、バナナなど)を食事に取り入れ、色々な食べ物を摂ることで脱水症予防に繋がります。



※ ちょっと注意! ※

水分補給の為に、下書いてあるようなカフェインを多く含む飲み物を多量に摂取すると、人によっては逆効果になる場合があります。カフェインには「利尿作用」があり、尿量が増えることで水分が失われる可能性がある為、あまり水分補給向きの飲み物とは言えません。また、アルコール類も尿として排出される水分を多くしてしまうので、お酒を水分補給の為に飲み物とは考えないでください。

★玉露 ★コーヒー ★コーラ ★エナジードリンク など





最新の製品事故やリコール等に関する情報について

私たちは家庭や職場などで様々な「製品」を使用し生活をしています。家具、家電、暖房器具、衣類、乗り物、調理器具、工具、園芸用品など私たちの周りには多種多様な「製品」があります。

下記のホームページには最新の製品事故やリコールに関する情報が提供されていますので、この機会にご家庭で使用している製品が該当していないか確認し、事故を未然に防ぎましょう。

◎ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ

<https://www.nite.go.jp>

NITE（ナイト）は、製品事故に関する情報を調査、分析し、再発防止やリスクの低い製品開発に向けて必要な情報を発信しています。

ホームページの「製品安全」を開き確認して下さい。



（画像はNITE（ナイト）ホームページより抜粋）

◎「製品事故情報・リコール情報」では最新の製品事故やリコールの情報が掲載されています。また、製品を調べるための検索画面もあります。

◎「製品事故防止啓発活動」の項目を開くと、様々な製品の事故実験動画や注意喚起リーフレットなど様々な項目がありダウンロードが出来ます。





屋外での火気の取扱いについて

全国で毎年のようにゴミ焼きやタバコの不始末から火災が発生しています。

鶴居村でも昨年3件のゴミ焼きによる野火火災が発生しました。

法律で廃棄物の野焼きは禁止されており、違反した場合には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方に罰則を受けることになるので絶対にやめましょう。



身近な雪害にご用心！！

まだまだ雪が降り続く季節です。除雪作業や落雪による事故を防ぐため下記のことに注意しましょう。

《雪害防止のポイント》

- ・ 除雪作業は家族、となり近所にも声をかけ2人以上で行いましょう。
- ・ 除雪作業をするときは携帯電話を持ち作業をしましょう。
- ・ 除雪機の雪つまりは、必ずエンジンを停止させてから取り除きましょう。
- ・ 軒下を通る際は、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- ・ FF式ストーブや湯わかし器の排気筒の先端が雪に埋まらないように、付近の雪を取り除きましょう。
- ・ 落雪や積雪により、煙突が破損するおそれがあるので注意しましょう。
- ・ 子どもだけで、雪山で遊ばせないようにしましょう。
- ・ 足元が滑りやすく歩行中、転倒するおそれがあるので注意しましょう。



後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費について ～

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】212万円
			【課税所得380万円以上】141万円
			【課税所得145万円以上】67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

対象者の方には3月中旬に広域連合又は役場から通知が届きます

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場住民生活課
後期高齢者医療担当
電話 0154-64-2113

新刊案内

鶴居村図書館だより

蔵書点検による休館について

鶴居村図書館は、2/17(水)～2/22(月)まで蔵書点検のため休館します。期間中の返却はふるさと情報館東側入口左手にある「返却ポスト」をご利用ください。
※CD・DVD・ビデオテープは返却が遅れても構いませんので、絶対に返却ポストには入れないでください。破損の原因となります。

●開館時間……10:00～18:15

●休館日……2/17(水)～2/22(月)まで蔵書点検のため休館します。

●貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】

2週間(1人10冊まで)

【CD・VTR・DVD】

2週間

(CD3点、VTR2点、DVD1点まで)

紹介している本は1/27(水)から利用できます。

植物生まれのやさしいお菓子



白崎裕子 著

バターや生クリームが好きな人も、アレルギーがある人も、ダイエット中の人も…。卵・小麦粉・乳製品を使わない、みんながおいしく食べられる「やさしいお菓子」のレシピを紹介。

あおり運転被害者、加害者にならないためのパーフェクトガイド



菰田潔 著

あおり運転による惨事が起こらないようにするために、ドライバーたちはどうすればいいのか。あおり運転の実態を紹介し、あおり運転の心理、あおられない運転、あおられたときの対処法などを解説する。

今度生まれたら



内館牧子 著

夫の寝顔を見ながら「今度生まれたら、この人とは結婚しない」とつぶやいた70歳の夏江。何の不满もない老後だが、人生の選択はこれでよかったのかと自らに問い…。「終わった人」「すぐ死ぬんだから」に続く「老後」小説。

我、過てり



仁木英之 著

信玄に三連勝した村上義清、東北最大勢力になった伊達政宗…。強大な敵を前に、一度は勝利を掴んだはずの彼らは、いったいどこで選択を誤ったのか。そしてそこからの決死の挽回術とは。教訓が満載の書き下ろし歴史小説。

イッカボッグ



J. K. ローリング 著
松岡佑子 翻訳

豊かなコルヌコピア王国の北部にある、暗くて霧深い土地。伝説によると、そこにはイッカボッグという怪物が棲んでいて…。伝説の怪物をめぐる真実、希望、友情の物語。

ゆうこさんのルーペ



多屋光孫 文・絵
はがゆうこ 原案
ふじいかつり 監修

ゆうこさんは、生まれたときから目がよく見えません。大好きな本を読むときは、いつも「ルーペ」をつかいます。ゆうこさんの「ルーペ」が不思議で仕方ないはやたくんは…。実話をもとにした、障害とは何かを身近に考える絵本。

お誕生



お誕生おめでとうございます。
12月中に届出のありました出生について、次のとおりご紹介します。

たにくち はるき
谷口 陽樹 くん 男の子 鶴居市街

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

○引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をして下さい。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

令和3年度の自動車税種別割納税通知書を実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

○変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

●お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

☎011-746-1190 ※自動音声でご案内します。

寄 附

いただきました心温まる善意に心よりお礼申し上げます。

<ふるさと納税分>

中西 透様 田中晋作様 井村郁子様
田中 亨様 Wolfe Jason様 穂吉直彦様
大門 誠様 尾藤佑平様 馬渡健太郎様
鹿山富生様 田中由美様 大久 潤様
佐藤 剛様 清水哲也様 糸川淳子様
佐藤陽子様 井上恵美様 宮野政彦様
江崎勇太様 浅野健次様 加瀬祥枝様
森脇 博様 杉山登志郎様 岡沢允夫様
津田一明様 宮本芳宏様 大野耕一様
安藤大輔様 木戸郁夫様 藤波良彰様
國谷忠仁様 宮下健一様 平尾 涼様
大滝まゆみ様 佐々木朝芳様 清水郁也様
宿田浩司様 尾形和昭様 藤井和雄様
福永律子様 高橋亜里沙様 藤木美穂様
加藤大祐様 白垣信樹様 峯尾 誠様
本間香貴様 栗原真知子様 吉永裕子様
西川洋次郎様 田中隆司様 井川 進様
本橋大樹様 工藤和子様 大友久美様
中北樹里様 岡本祥吾様 今井隆喜様
山崎昭彦様 渡辺英樹様 野中康司様
石川充史様 小池晴世様 岩田由香様
今井優子様 黒田一行様 村田真弓様
久留雅嗣様 山本泰世様 向井孝暢様
高田哲雄様 木村卓矢様 小川啓二様
黒澤 厚様 濱田裕也様 浅田智憲様
吉村 勉様 大坪達也様 中村信之様
北村明洋様 木全美保様 小松 明様
竹内健一様 清水喜美子様 漆崎卓也様
諸江将太様 青木淳一様 山城陽子様
嶋田龍一様 榊原悠介様 大山美宏様
高野裕之様 村上啓之様 清水圭太様
深倉友紀様 田中 潤様 小田吉彦様
他1,247名

●12月寄付実績

1,343件 15,021千円

■令和2年度(令和2年4月～令和2年12月)の寄付累計

3,014件 39,190千円



鶴居文芸

凍原社1月句
(俳句)

待ちに待つ 真っ白き 降る七日 かな	長首望 春鶴の 声聞くと 且かな	シャベル 二個準備 整え寒の 入り	コロナ禍 や紙上 のみでの 初句会	凍て鶴 の里の 飛来地 大たむろ
紀代子	春夢子	和子	ちえこ	ミヤノ

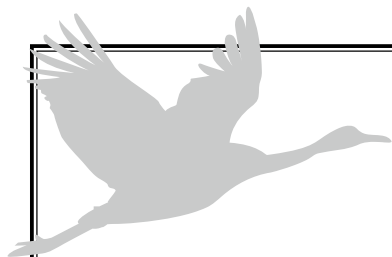
釧路警察署からのお知らせ

スピードダウンと慎重な運転を

冬道は天候状況や積雪による渋滞の発生などにより、到着するまでに時間がかかります。目的地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持ち、運転の際は、スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

○お問い合わせ先

釧路警察署 ☎ 0154-23-0110



シリーズ
タンチョウ
Vol. 314

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

櫻井 真弓

〒085-1205 鶴居村中雪裡南

☎0154-64-2620 / FAX0154-64-2239

鶴居 タンチョウ

検索



タンチョウの被害対策はダイエットも兼ねて

酪農が盛んな鶴居村では、いたるところにデントコーン畑があります。秋に刈り取られたデントコーンは、栄養価が高く保存がきくサイレージ（発酵飼料）にして牛に与えます。そのサイレージは、農場の敷地内のサイロで作られています。最も簡易式のスタックサイロでは、茎ごと切り込んだデントコーンを地面に帯状に積み上げて、シートを被せて密閉し発酵させます。ブルーシートや銀色のシートで覆われた、強大な帯状の丘の列を、村内で見ることがあると思いますが、それがスタックサイロです。その被せたシートにタンチョウが穴をあけてしまう事例が、村内の農場で起こっています。



シートに頭を突っ込んでコーンを食べるタンチョウ

当たり前ののですが、デントコーンで作ったサイレージにはタンチョウが大好きな黄色いツブツブコーンがたくさん入っています。シートの下にツブツブコーンがあることを、どういう訳か知ってしまったタンチョウは、プスッとシートを突いてコーンを食べるのです。シートに穴が空いてしまったら餌は空気にふれて、その部分は腐ってしまいます。春の作付けから、手間暇かけて作られたサイレージが台無しになるのです。

なんとか被害を最小限に食い止めたい、その思いは、被害にあっている農家の方だけではありません。11月中旬に鶴居村役場の呼びかけで、タンチョウ保護関係者や農協職員の方、環境省のレンジャーの皆様…本当に色々な立場の方が同じ思いで集まって、農家の方と一緒にスタックシートにネットを被せる作業を行ないました。その結果を検証することで、村内全域での被害対策にも繋がればという試験的な取り組みでした。しかし、対策を施し安心していた矢先、餌の使用に伴いシートがめくられ、大型機械で餌を運ぶためスタック内はコーンの粒が散乱。目ざといタンチョウが見逃すはずがありません。

11月末には40羽以上のタンチョウが飛来し、とうとうシートの穴あけが再発しました。もう穴あけを防ぐには、人が走って追払うしか手立てがなくなり、私も含めタンチョウ保護関係者や役場職員の方々も農家に協力して、スタックを巡回し、タンチョウを見つけては追払う日々が始まりました。

年明けには100羽以上のタンチョウが集まるスタックもあったとのこと。コーンサイレージに被せたシートにタンチョウが穴をあけてしまう問題は過去にもありましたが、100羽以上のタンチョウがスタックに集まるなんて前代未聞です。お正月太り解消も兼ねて、スタック周辺でタンチョウを追い回す日々は、春まで続きそうな予感がしています。



広報つるい2月号

NO.714 鶴居村

発行・編集／鶴居村役場企画財政課企画調整係
〒036-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西丁目1番地 ☎0154-64-2112 / Fa64-2677 <https://www.vill.tsurugai.jp/> [eメール] tanchou@vill.tsurugai.jp



2月村のカレンダー	
1月	
2火	
3水	
4木	
5金	
6土	
7日	
8月	
9火	
10水	
11木	
12金	
13土	わんぱくアドベンチャークラブ2月講座 10:00～ ふるさと情報館みなくる
14日	
15月	
16火	確定申告相談(対象地区: 鶴居市街) 9:30～16:00 役場2階第一・二会議室
17水	確定申告相談(対象地区: 鶴居市街) 9:30～15:00 役場2階第一・二会議室
18木	確定申告相談(対象地区: 支雪裡) 9:30～15:00 支雪裡コミュニティセンター
19金	確定申告相談(対象地区: 茂雪裡) 9:30～15:00 茂雪裡コミュニティセンター
20土	
21日	
22月	確定申告相談(対象地区: 上幌呂・新幌呂) 9:30～14:00 上幌呂コミュニティセンター
23火	
24水	確定申告相談(対象地区: 中幌呂・中幌呂下・支幌呂・茂幌呂) 9:30～15:00 幌呂農村環境改善センター
25木	確定申告相談(対象地区: 幌呂市街) 9:30～13:00 幌呂農村環境改善センター
26金	確定申告相談(対象地区: 下幌呂) 9:30～15:00 下幌呂コミュニティセンター
27土	
28日	

今月の表紙

二十歳の集いでの一枚です。
一生に一度の晴れ舞台、大切な思い出になったでしょうか。

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)



今年1月からの発生件数
人身事故0件／物件事故76件
12月中の発生件数
人身事故0件／物件事故9件
死亡事故ゼロの日 1,872日
(12月末現在)

人の動き

(12月末住民登録人口)



総人口 2,520人

(前月比 -3人)

男 1,270人

(前月比 ±0人)

女 1,250人

(前月比 -3人)

うち外国人人口 32人

世帯数 1,198戸

(前月比 -1戸)

編集後記



2月といえば何でしょう。
やはり厄除けで有名な節分でしょう。今年の節分は2月3日ではなく2月2日なのは知っていましたか？ 1年に少しずつ誤差が出てきて、ずれが生じ、その調整の結果だそうです。ちなみに節分が2月2日なのは124年ぶりのこと。福を逃がさぬよう日にちを間違えないで豆まきをしましょう。(F)